

## 令和7年度第1回茅ヶ崎市行政不服審査会会議録

議題	1 会長の選出及び会長職務代理者の指名について 2 通知処分取消請求事件について（令和6年度諮問第1号） 3 軽自動車税賦課決定処分取消請求事件について (令和6年度諮問第2号)
日時	令和7年4月14日（月）15時30分から17時30分まで
場所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	委員 金井委員（会長）、鈴木委員、高木委員  事務局 行政総務課 小島課長、末永課長補佐、横山課長補佐、 須藤主査、高木副主査、遊作会計年度任用職員
会議の公開・非公開	公開（議題1）、非公開（議題2、議題3）
非公開の理由	1 特定の個人を識別する情報を取り扱うため。 2 調査審議の公平・中立性を確保する必要があるため。
傍聴者数	0名

## 1 会長の選出及び会長職務代理者の指名について

### ○事務局（小島課長）

それでは、これより令和7年度第1回茅ヶ崎市行政不服審査会を開催いたします。

本日委嘱後、最初の会議となりますので、まず、事務局職員の紹介をさせていただきます。

私は、行政総務課長の小島と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして課長補佐の横山でございます。同じく課長補佐の末永でございます。

担当の須藤でございます。担当の高木でございます。担当の遊作でございます。以上です。

次に事務局より委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

紹介は名簿の順でさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、金井恵里可委員です。続きまして鈴木洋平委員です。続きまして高木大門委員です。

次に本審査会の開催状況について、ご報告いたします。

資料は、「茅ヶ崎市行政不服審査会の開催状況」をご覧ください。

本審査会は平成28年の改正行政不服審査法の施行に伴い、同年6月に初めて審査会を開催して以降、28年度は諮問が9件、審査会を4件、答申を1件、29年度は審査会を8件、答申8件、30年度は諮問が1件、審査会を4回、答申を1件行いました。その後、令和元年度から5年度まで諮問はなく、審査会も開催されておりませんでした。そして、6年度に2件の諮問がされ、この度令和7年度に第1回の審査会を開催するという次第です。以上が本審査会の開催状況でございます。

それでは、議題1で会長を選出していただくことになりますが、会長が選出されるまで、仮議長に議事の進行をしていただきたいと存じます。仮議長につきましては、名簿順で金井委員にお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

では、お席の移動をよろしくお願ひいたします。

### ○金井委員

それでは、会長が選出されるまで議事の進行をさせていただきます。初めに本審査会の運営について、市での取り決め等について事務局からご説明をお願いいたします。

### ○事務局（横山課長補佐）

それでは、事務局より、本市における附属機関の会議の運営について、ご説明いたします。

本市における附属機関の会議の運営につきましては、「茅ヶ崎市情報公開条例」及び「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に定めがあります。

まず、「会議の公開・非公開」につきましては、茅ヶ崎市情報公開条例第20条に規定されているように、原則公開となります。ただし書に該当するときは、非公開となります。非公開の該当性については、一義的には実施機関で決定しますが、同条第3号のような状況がある場合は、要綱第5条に基づき附属機関が会議に諮って決定することとなっております。この情報公開条例の規定に基づき、本日の会議ですが、議題1につきましては、ただし書以下の事項には該当いたしませんので、会議は公開となります。議題2及び議題3につきましては、個人の審査請求に関する事案の審査となりますので、情報公開条例第20条第2号に該当するため、非公開になるものと考えております。

なお、会議が公開である議題等がある場合には、要綱第6条に基づき、会議が傍聴できることとなっております。次に、「会議結果の公表」につきましては、まず、要綱第17条に基づき、「会議結果の概要」を会議終了後2日以内に公表いたします。公開の会議については、要綱第18条第1項の規定がありますように、議事録を作成し、会議資料とともに、会議終了後45日以内に公表することとなっております。

また、会議が非公開とされた場合は、同条第4項により、議事録に代えて「議題及び議事要旨」を公表することとしております。議事録の作成方法につきましては、同条第3項に規定がありますが、附属機関で決定するものとしております。本市における議事録の作成方法といたしましては、一般的に発言内容がわかる摘録を原則といたしまして、発言者の名前は「○○委員」と名字を記載します。また、議事録の作成は事務局で作成いたしまして、各委員の皆様に内容をご確認いただく予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○金井委員

ただいま事務局からご説明いただきました。

本審議会の運営については、事務局からご説明のとおり、市の条例や要綱に基づく取り扱いとすることによろしいでしょうか。

(一同承認)

#### ○金井委員

それでは、茅ヶ崎市で定めているとおり取り扱うこととします。

次に、「議題1 会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。

会長の選出の方法ですが、行政不服審査会条例第10条第1項では、委員の互選となっています。自薦または他薦等はありますでしょうか。

○鈴木委員

金井委員を会長に推薦いたします。

○金井委員

それでは、ただいま私を会長に推薦してくださるお声がございましたので、私が会長をお引き受けすることでおよしいでしょうか。

(一同承認)

○金井委員

それでは引き続き議長として議事を進めます。ただいまご指名をいただきました金井です。本任期中の会長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

引き続き、会長職務代理者の選出についてですが、行政不服審査条例第10条第3項で、あらかじめ会長が指名する委員となっております。

そこで鈴木委員に会長職務代理者をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。

○金井会長

それでは、鈴木委員よろしくお願ひいたします。

2 通知処分取消請求事件について（令和6年度諮問第1号）

（1）委員間で、事件に関する事実の把握を行うとともに、意見交換を行った。

3 軽自動車税賦課決定処分取消請求事件について（令和6年度諮問第2号）

（1）委員間で、事件に関する事実の把握を行うとともに、意見交換を行った。